附則第十条第三項中「令和二年度」を「前項に規定するもののほか、令和二年度」に改め、「（平成十九年法律第六十四号）」を削り、「支弁し、又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第三十二条の規定による改正前の附則第四条第二項の規定による借入金の償還金及び利子の支払に充てる」を「支弁する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　令和三年度及び令和四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附則第十一条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

附則第十二条の四第一項及び第三項中「附則第十条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二第一項中「附則第六条第一項」を「附則第六条の二第一項」に改める。

第三十三条の五の十一中「及び治山事業」を「、治山事業」に改め、「設置された施設」の下に「、農業用ため池（農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する農業用ため池をいう。）その他総務省令で定める施設」を、「経費」の下に「のうち総務省令で定めるもの」を加える。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改め、同条第三項中「及び令和二年度の各年度にあっては」を「から令和三年度までの各年度にあっては、」に改め、「、令和三年度にあっては当該個人住民税減収補塡特例交付金総額に当該年度における同項に規定する軽自動車税減収補塡特例交付金総額を加算した額」を削り、同条第四項中「及び令和二年度の各年度にあっては」を「から令和三年度までの各年度にあっては、」に改め、「、令和三年度において同項の規定により交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額を加算した額」を削る。

第三条の二中「及び令和二年度」を「から令和三年度まで」に改める。

第五条第二項中「令和二年度」の下に「及び令和三年度の各年度」を加え、「とし、令和三年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額（市町村にあっては、当該額に前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補塡特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補塡特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算した額）」」を削る。

第八条第一項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額」を「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「」に、「当該道府県」と」を「当該道府県の特別法人事業譲与税」と」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用し、令和二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和三年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　令和三年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和三年度の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、令和三年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和二年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第九号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律

（踏切道改良促進法の一部改正）

第一条　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「。）と」の下に「道路（」を「による道路」の下に「をいう。以下同じ。）」を加える。

第三条の見出しを「（改良すべき踏切道の指定）」に改め、同条第一項中「平成二十八年度以降の五箇年間において」を削り、「の改良」の下に「（当該踏切道と交通上密接な関連を有する道路（以下「踏切道密接関連道路」という。）の改良を含む。以下同じ。）」を加え、同条第五項中「関係市町村長」を「第四項の関係市町村長（第五項の規定による申出があつた場合においては、当該関係市町村長及び当該申出をした市町村長）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項又は第五項」に改め、「都道府県知事の」を削り、「当該都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「しようと」を削り、「、道路管理者（前条に規定する」を「及び道路管理者（」に、「及び」を「第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されている場合にあつては、当該地方踏切道改良協議会。第六項において同じ。）並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

５　市町村長は、当該市町村の区域内に存する踏切道であつて第一項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち、踏切道における移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）の促進の必要性その他の地域の事情を考慮して、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に申し出ることができる。

６　市町村長は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をするときは、あらかじめ、当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者の意見を聴かなければならない。